

四半期財務諸表等に対する報告書

平成21年9月11日

財団法人 自動車リサイクル促進センター
理事長 郡 篤 孝 殿

新日本有限責任監査法人

業務責任者 公認会計士

加藤 暢一



業務責任者 公認会計士

児玉 卓也



当監査法人は、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の監査を実施中であり、現時点においては平成21年4月1日以後のどのような期間又はどのような日現在の下記の財務諸表及び収支計算書(以下「財務諸表等」という。)についても、当監査法人の監査意見を表明することはできないが、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成21年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の各会計の四半期の財務諸表等(以下「四半期財務諸表等」という。)、すなわち

I 財務諸表

1. 資金管理料金特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録
2. 再資源化預託金等特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録
3. 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録

II 収支計算書

1. 資金管理料金特別会計の収支計算書
2. 再資源化預託金等特別会計の収支計算書

3. 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の収支計算書

について、四半期レビューを行った。この四半期財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として理事者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の平成21年度における資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計の第1四半期財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準、「公益法人における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)、財団法人自動車リサイクル促進センターの経理規定に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上